

# 施設候補地の選定

令和8年3月

## 目次

1	施設規模の目安 .....	1
2	施設候補地の選定 .....	7
3	施設候補地の評価 .....	15

## 1 施設規模の目安

### 1.1 想定施設規模

施設候補地を選定するにあたり、以下の施設規模を想定する。なお、最終的な設計値ではなく、候補地選定の目安として確認する。

表 1 想定施設規模

項目		規模	備考
前期課程 (小学校)	学級数(特支除く)	18 学級	R13(2031)時点推計
	児童数(全体)	607 人	R13(2031)時点推計
	特別支援学級数	6 学級	R13(2031)時点推計
	多目的教室	あり	
	校舎面積	6,520 m <sup>2</sup>	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令(S33)
	体育館面積	1,215 m <sup>2</sup>	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令(S33)
	グラウンド面積	6,066 m <sup>2</sup>	小学校設置基準(H14)
後期課程 (中学校)	学級数(特支除く)	12 学級	R13(2031)時点推計※R15以降は12学級となる見込み
	生徒数(全体)	435 人	R13(2031)時点推計
	特別支援学級数	4 学級	R13(2031)時点推計
	多目的教室	あり	
	校舎面積	6,290 m <sup>2</sup>	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令(S33)
	体育館面積	1,138 m <sup>2</sup>	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令(S33)
	グラウンド面積	5,550 m <sup>2</sup>	中学校設置基準(H14)
総児童生徒数		1,042 人	
総施設面積(延床面積)		26,779 m <sup>2</sup>	
┆校舎面積		12,810 m <sup>2</sup>	
┆体育館面積		2,353 m <sup>2</sup>	
┆グラウンド面積		11,616 m <sup>2</sup>	
想定敷地面積 (建物・グラウンド)		18,239 m <sup>2</sup>	※校舎は3階建てを想定し、校舎の延床面積を3で除した値を使用
想定敷地面積 (全体)		27,359 m <sup>2</sup>	※建物・グラウンド面積の1.5倍を想定

※校舎面積については、「小・中学校設置基準」よりも「公立学校施設費国庫負担金等に関する法律施行令」で定める基準の方が上回るため、後者を採用した。

⇒概ね 27,000～30,000 m<sup>2</sup>の敷地面積を確保するものとする。

## 1.2 算定根拠

### (1) 児童生徒数の推計

以下を基に令和13年度における児童生徒数及び学級数を推計した。なお、特別支援学級の児童生徒数は全体の7%を想定する。

- ・児童・生徒数：国立社会保障・人口問題研究所「出生中位推計（令和5年推計）」を参考に独自推計
- ・学級数： $[(\text{児童・生徒数}) \div (\text{学年数})] \div 35^{※1} \times (\text{学年数})$   
 $※1$  学級あたりの人数として、岐阜県の基準を採用  
 $※2$  少数第1位を切り上げ
- ・1学年あたりの学級数： $(\text{学級数}) \div (\text{学年数})$
- ・1学年あたりの人数： $(\text{児童・生徒数}) \div (\text{学級数})$

表2 児童生徒数の推計（令和13年度）

	令和13年度			
	児童生徒数	学級数	1学年あたりの学級数	1学級あたりの人数
大野小学校	155	—	—	—
北小学校	79	—	—	—
西小学校	68	—	—	—
東小学校	109	—	—	—
中小学校	108	—	—	—
南小学校	88	—	—	—
<b>小学校計</b>	<b>607</b>	<b>18</b> (特支：6)	<b>3</b>	<b>33.7</b>
大野中学校	308	—	—	—
揖東中学校	127	—	—	—
<b>中学校計</b>	<b>435</b>	<b>12</b> (特支：4)	<b>5</b>	<b>29</b>

(2) 公立学校施設費国庫負担金等に関する法律施行令

「公立学校施設費国庫負担金等に関する法律施行令」より、学級数に応じた校舎及び体育館（屋内運動場）の必要面積が以下の通り定められている。

**（学級数に応ずる必要面積）**

**第七条** 法第六条第一項前段の校舎に係る政令で定める面積は、小学校、中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものを除く。以下同じ。）、義務教育学校又は中等教育学校等（法第三条第一項第二号の二に規定する中等教育学校等をいう。以下同じ。）にあつては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- 一 特別支援学級を置かない小学校、中学校又は中等教育学校等 当該学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の学級数に応じ、次の表に掲げる算式により計算した面積（多目的教室を設ける小学校にあつては当該面積に一・一〇八（多目的教室のほかには少人数授業用教室を設ける場合及び多目的教室の全部又は一部が少数の児童又は生徒により構成される集団を単位として行う授業のための可動式間仕切りその他の設備を有するものである場合（以下この項において「少人数授業用教室等を設ける場合」という。）には、一・一八〇）を、多目的教室を設ける中学校又は中等教育学校等にあつては当該面積に一・〇八五（少人数授業用教室等を設ける場合には、一・一〇五）を乗じて得た面積）

学校の種類	学級数	面積の計算方法
小学校	一学級及び二学級	769平方メートル+279平方メートル×(学級数-1)
	三学級から五学級まで	1,326平方メートル+381平方メートル×(学級数-3)
	六学級から十一学級まで	2,468平方メートル+236平方メートル×(学級数-6)
	十二学級から十七学級まで	3,881平方メートル+187平方メートル×(学級数-12)
	十八学級以上	5,000平方メートル+173平方メートル×(学級数-18)
中学校及び中等教育学校等	一学級及び二学級	848平方メートル+651平方メートル×(学級数-1)
	三学級から五学級まで	2,150平方メートル+344平方メートル×(学級数-3)
	六学級から十一学級まで	3,181平方メートル+324平方メートル×(学級数-6)
	十二学級から十七学級まで	5,129平方メートル+160平方メートル×(学級数-12)
	十八学級以上	6,088平方メートル+217平方メートル×(学級数-18)

- 二 特別支援学級を置く小学校、中学校又は中等教育学校等 当該学校の学級数から特別支援学級の数を控除した学級数に応じ、前号の規定の例により計算した面積に、一六八平方メートルに当該学校の特別支援学級の数を乗じて得た面積（多目的教室を設ける小学校にあつては当該面積に一・一〇八（少人数授業用教室等を設ける場合には、一・一八〇）を、多目的教室を設ける中学校又は中等教育学校等にあつては当該面積に一・〇八五（少人数授業用教室等を設ける場合には、一・一〇五）を乗じて得た面積）を加えた面積

- 三 義務教育学校 当該義務教育学校の前期課程を小学校と、当該義務教育学校の後期課程を中学校とそれぞれみなして前二号の規定の例により計算した面積を合計した面積

出典：公立学校施設費国庫負担金等に関する法律施行令

- 3 法第六条第一項前段の屋内運動場に係る政令で定める面積は、小学校、中学校、中等教育学校等又は特別支援学校にあつては、当該学校の学級数に応じ、次の表に掲げる面積とする。ただし、当該学校が視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者又は病弱者である児童等及び肢体不自由者である児童等に対する教育を行う特別支援学校である場合には、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める面積とする。

学校の種類	学級数	面積
小学校	一学級から十学級まで	八九四平方メートル
	十一学級から十五学級まで	九一九平方メートル
	十六学級以上	一、二一五平方メートル
中学校及び中等教育学校等	一学級から十七学級まで	一、一三八平方メートル
	十八学級以上	一、四七六平方メートル
視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者又は病弱者である児童等に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び中学部	一学級以上	九三二平方メートル
肢体不自由者である児童等に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び中学部	一学級以上	一、〇九七平方メートル

- 4 法第六条第一項前段の屋内運動場に係る政令で定める面積は、義務教育学校にあつては、当該義務教育学校の前期課程を小学校と、当該義務教育学校の後期課程を中学校とそれぞれみなして前項の規定の例により計算した面積を合計した面積とする。
- 5 法第六条第一項後段の規定に基づき当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じて行うべき補正は、一級積雪寒冷地域又は二級積雪寒冷地域にある学校の校舎又は屋内運動場について、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める面積を加えて行うものとする。
- 6 前項の一級積雪寒冷地域及び二級積雪寒冷地域は、気温及び積雪量を基準として、文部科学大臣が定める。

出典：公立学校施設費国庫負担金等に関する法律施行令

(3) 小学校設置基準／中学校設置基準

「小学校設置基準」「中学校設置基準」より、児童数に応じた校舎及び運動場の必要面積が以下の通り定められている。

小学校設置基準／中学校設置基準

第八条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

別表（第八条関係）

イ 校舎の面積

児童数	面積(平方メートル)
一人以上四〇人以下	500
四一人以上四八〇人以下	$500 + 5 \times (\text{児童数} - 40)$
四八一人以上	$2700 + 3 \times (\text{児童数} - 480)$

ロ 運動場の面積

児童数	面積(平方メートル)
一人以上二四〇人以下	2400
二四一人以上七二〇人以下	$2400 + 10 \times (\text{児童数} - 240)$
七二一人以上	7200

※出典：小学校設置基準

別表（第八条関係）

イ 校舎の面積

生徒数	面積(平方メートル)
一人以上四〇人以下	600
四一人以上四八〇人以下	$600 + 6 \times (\text{生徒数} - 40)$
四八一人以上	$3240 + 4 \times (\text{生徒数} - 480)$

ロ 運動場の面積

生徒数	面積(平方メートル)
一人以上二四〇人以下	3600
二四一人以上七二〇人以下	$3600 + 10 \times (\text{生徒数} - 240)$
七二一人以上	8400

※出典：中学校設置基準

## 2 施設候補地の選定

---

### 2.1 選定の手順

現在の小中学校敷地や、その他の利用可能な土地より、以下の流れで候補地を選定する。

#### ① 土地面積による候補地の抽出

- ・前章で検討した想定敷地面積（約 27,000 m<sup>2</sup>）を満たすことを条件に候補地を抽出する。なお、現在の小中学校敷地は、土地の拡張性も考慮し検討する。

#### ② 徒歩通学圏内の児童生徒数の比較

- ・2 km圏内（徒歩通学圏内）の児童生徒数を比較する。児童生徒数は、令和 13 年度の地区別児童生徒数を参考にする。2 km圏内児童生徒数が 20%に満たない土地は、候補地から除外する。
- ・通学距離や時間の平等性を考慮し、遠方の児童生徒数が極端に多い候補地については、除外する。なお、ここでは 4 kmを目安とする。

#### ③ 周辺道路の評価

- ・周辺道路を確認し、徒歩通学の安全性やスクールバスの導入可能性、保護者・地域の方々のアクセスのしやすさ等の視点から候補地を評価する。

## 2.2 候補地の選定

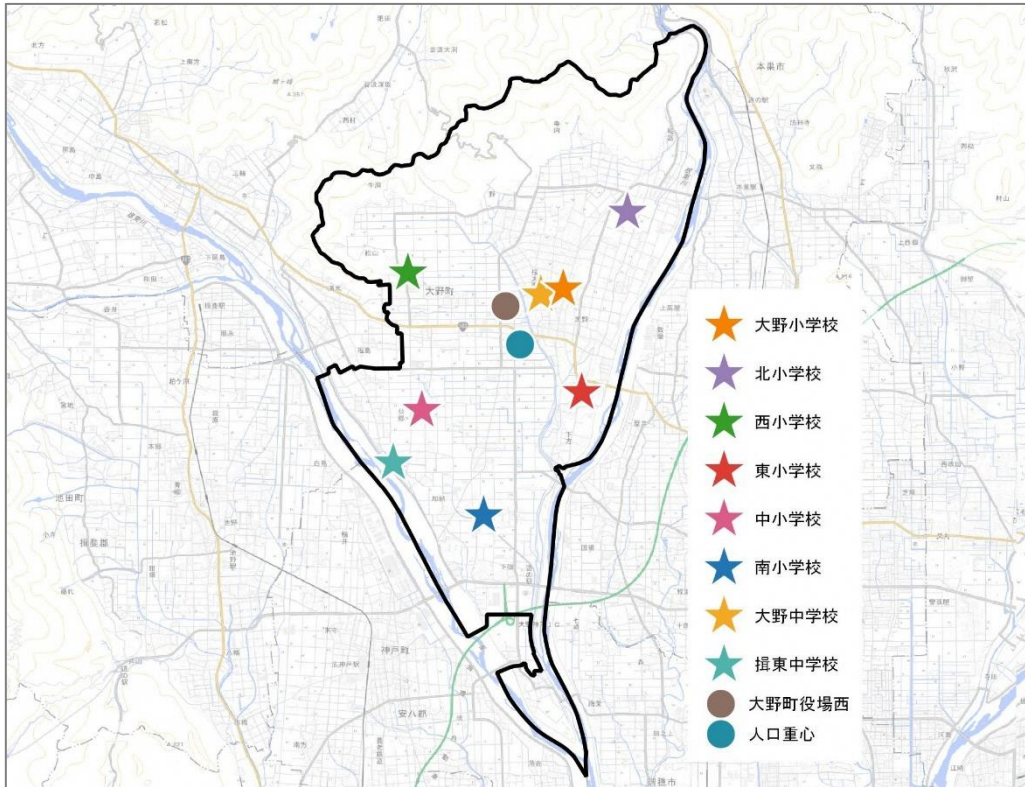
### ① 土地面積による候補地の抽出

- 現在の小中学校（全8校）に加え、「大野町役場周辺」「人口重心地周辺」を施設候補地として抽出した。
- 拡張を想定する公・民有地が第1種農地の場合、農地法により拡張面積は既存敷地面積の1/2以下とする要件があることから、「西小学校」「中小学校」は想定敷地面積を満たす拡張は見込めない。
- 「大野中学校」は、想定敷地面積（約27,000㎡）を満たす。
- 「大野町役場周辺」「人口重心地周辺」については、その周辺で想定敷地面積を確保するものとする。
- 「北小学校」「東小学校」「南小学校」は、土地の拡張性を考慮した場合に、想定敷地面積（約27,000㎡）を満たす。

	面積（㎡）	想定敷地面積の確保※
大野小学校	約 20,100	×
北小学校	約 19,100	×
北小学校+民有地	約19,100+ $\alpha$	○
西小学校	約 16,900	×
西小学校+公・民有地	約16,900+ $\alpha$	×
東小学校	約 22,800	×
東小学校+公・民有地	約22,800+ $\alpha$	○
中小学校	約 16,000	×
中小学校+公・民有地	約16,000+ $\alpha$	×
南小学校	約 23,600	×
南小学校+民有地	約23,600+ $\alpha$	○
大野中学校	約 30,500	○
揖東中学校	約 26,800	×
大野町役場周辺	-	○
人口重心地周辺	-	○

※想定敷地面積(約27,000㎡)を満たす場合は「○」、不可能な場合は「×」。

公・民有地を利用して想定敷地面積を満たす拡張が見込まれる候補地は「○」と評価する。ただし、当該評価は必ずしも拡張が可能であることを保証するものではない。



地図：国土地理院地図

図 1 候補地の抽出

② 徒歩通学圏内の児童生徒数

○令和 13 年度の地区別児童生徒数を基に、各候補地から 2 km圏内の児童生徒数を算出した。

○2 km圏内児童生徒数の割合が 20%以上である候補地は、「北小学校」「東小学校」「大野中学校」「大野町役場周辺」「人口重心地周辺」である。

●さらに上記のうち、4 km圏外児童生徒数が 20%未満となる候補地は、「東小学校」「大野中学校」「大野町役場周辺」「人口重心地周辺」である。

	2km圏内 児童生徒数 (人)	割合	評価 ※1	4km圏外 児童生徒数 (人)	割合	評価 ※2
北小学校 (+ 民有地)	248	24%	○	468	45%	×
東小学校 (+ 公・民有地)	226	22%	○	141	14%	○
南小学校 (+ 民有地)	174	17%	×	-	-	-
大野中学校	519	50%	○	131	13%	○
大野町役場周辺	543	52%	○	68	7%	○
人口重心地周辺	542	52%	○	34	3%	○

※ 1 令和 13 年度の児童生徒数に対する割合が 20%以上であれば「○」、20%未満であれば「×」

※ 2 令和 13 年度の児童生徒数に対する割合が 20%未満であれば「○」、20%以上であれば「×」

③ 周辺道路の評価

○各候補地の通学路となり得る周辺道路<sup>※1</sup>を、次の観点から分類し、徒歩通学の安全性やスクールバスの導入可能性、保護者・地域の方々のアクセスのしやすさ等を評価した。

【歩車道の区別の有無】…有/カラー塗装<sup>※2</sup>/無

【中心線の有無<sup>※3</sup>】…有/無

※1 東小学校は学校が指定する通学路を、その他の候補地は周辺小学校の指定する通学路を参考にした。

※2 歩車道の区別がない場合でも、カラー塗装による安全対策が施されているかどうかを分類した。

※3 正確な幅員を測定することが困難であるため、中心線の有無で幅員の十分/不十分を判断する。

○岐阜バス、名阪近鉄バスの路線を確認し、これらの路線バスをスクールバスとして運用する場合の利便性についても検討した。

●「東小学校」「大野町役場周辺」「人口重心地周辺」は、安全性が高く、スクールバスの導入可能性も高い。

	周辺道路
東小学校（+公・民有地）	●細く歩道のない道路はあるものの、カラー塗装などで歩行者の安全性を確保する整備がされている。●国道303号及び都市計画道路 大野揖斐川線が整備されており、岐阜バスの路線にも接していることから、スクールバスの導入可能性が高い。●また、行事や他目的による来訪時においても、保護者や地域住民が円滑にアクセスできる環境である。
大野中学校	●細く歩道のない道路が多いが、名鉄の廃線敷を活用した歩道整備や、カラー塗装などの整備がされており、歩行者の安全性が高い。●一方で、幅員が広い車道が少なく、住宅が密集しているため、スクールバスの導入は難しい可能性がある。●また、行事や他目的による来訪時においても、保護者や地域住民の円滑なアクセスは難しいと考えられる。
大野町役場周辺	●細く歩道のない道路も一部に見られるが、十分な幅員と歩道を確保した道路も存在する。●また、岐阜バスまたは名阪近鉄バスの路線に接していることに加え、大野町役場周辺においてはバスセンターに設置されていることから、路線バスを活用したスクールバスの導入可能性は高い。●また、行事や他目的による来訪時においても、保護者や地域住民が円滑にアクセスできる環境である。
人口重心地周辺	

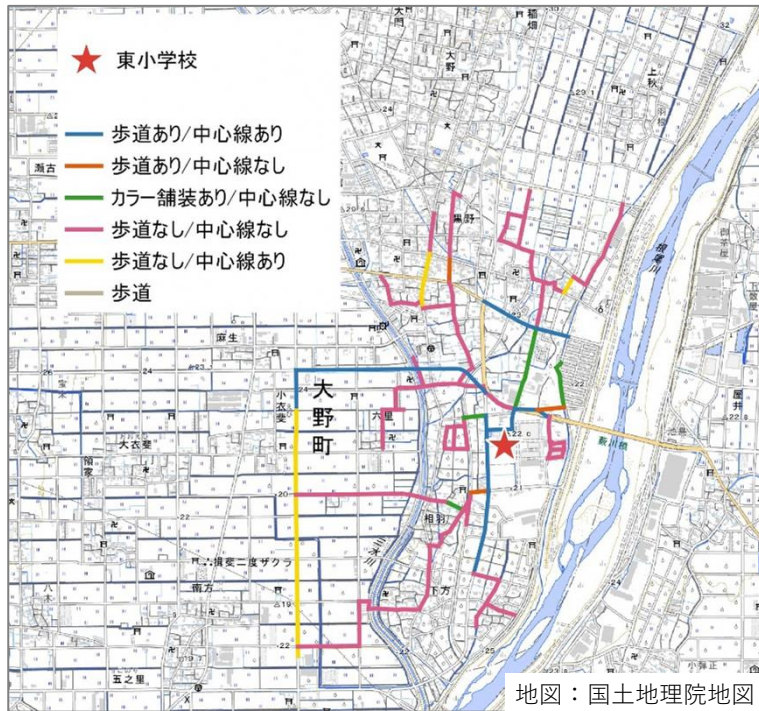


図 2 東小学校周辺の道路

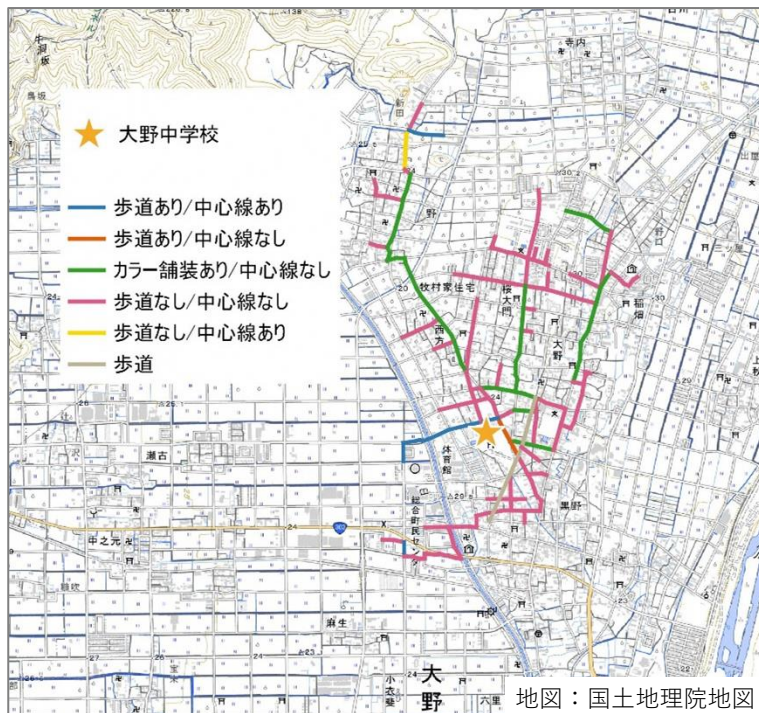


図 3 大野中学校周辺の道路



図 4 大野町役場周辺の道路

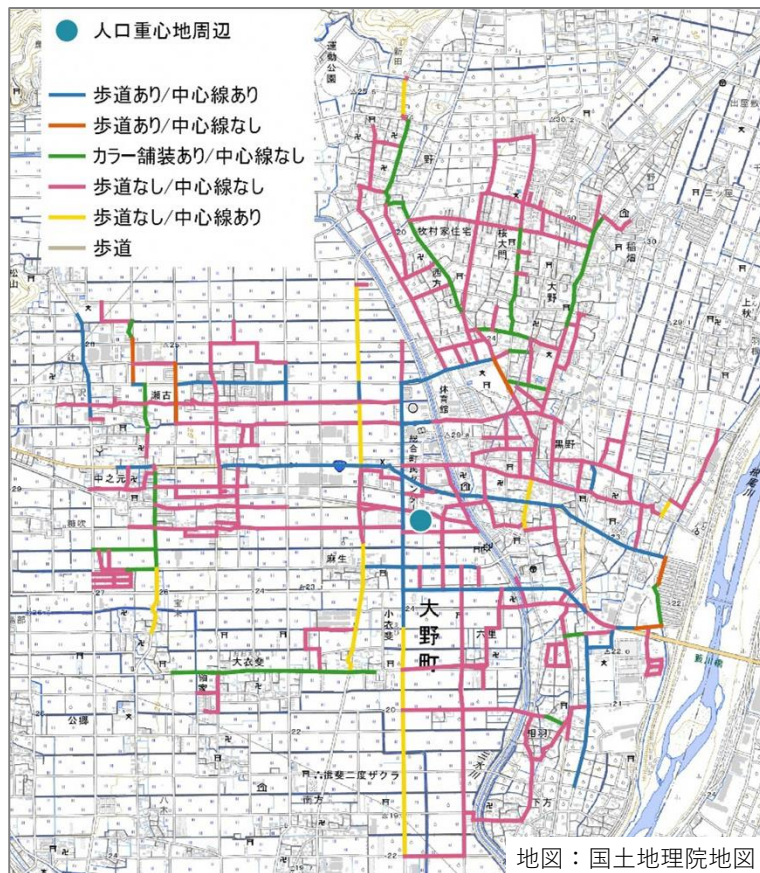


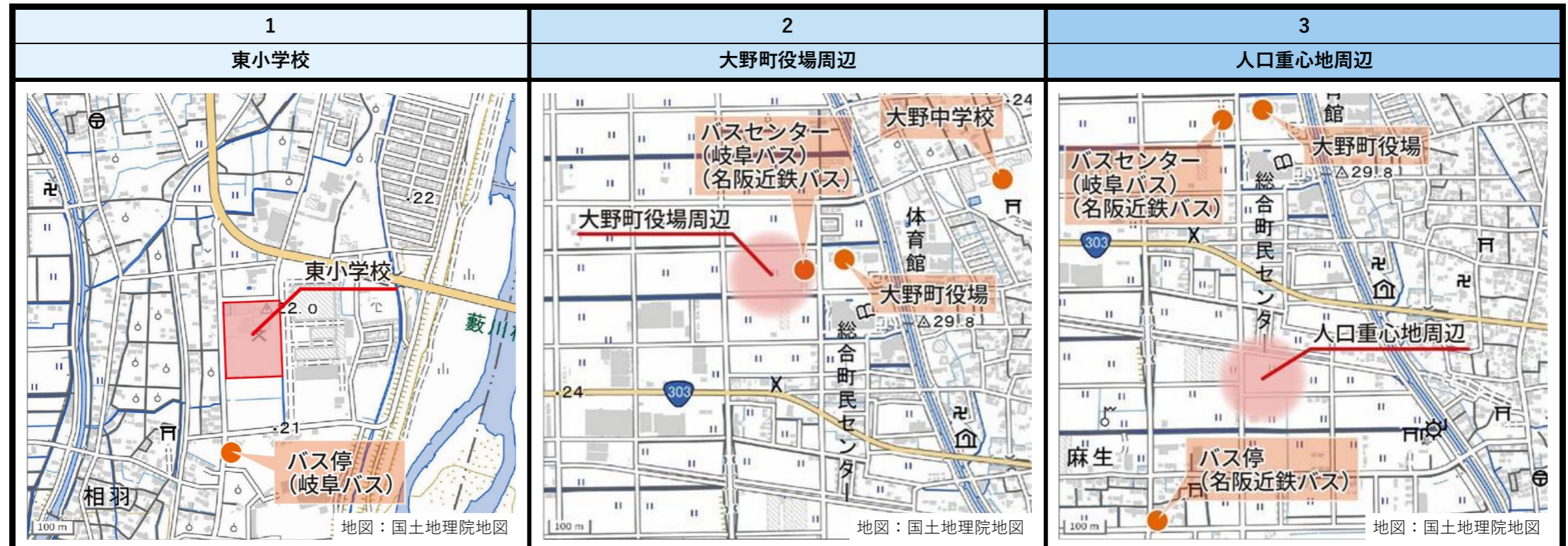
図 5 人口重心地周辺の道路



図 6 岐阜バス、名阪名鉄バスの路線

手順①～③より、

「東小学校」「大野町役場周辺」「人口重心地周辺」を候補地として選定する。



	1	2	3	
	東小学校	大野町役場周辺	人口重心地周辺	
面積	約 22,800 + α m <sup>2</sup>	(想定敷地面積 約 27,000 m <sup>2</sup> 以上を確保)	(想定敷地面積 約 27,000 m <sup>2</sup> 以上を確保)	
通学	2 km圏内の児童生徒数	226 人 (カバー率 22%)	543 人 (カバー率 52%)	
	遠方の児童生徒数 (4 km圏外)	141 人 (14%)	68 人 (7%)	
	安全性	細く歩道のない道路はあるものの、カラー塗装などで歩行者の安全性を確保する整備がされている。	細く歩道のない道路も一部にみられるが、十分な幅員と歩道を確保した道路も存在する。	細く歩道のない道路も一部にみられるが、十分な幅員と歩道を確保した道路も存在する。
	スクールバスの導入可能性	国道 303 号及び都市計画道路 大野揖斐川線が整備されており、岐阜バスの路線にも接しているため、スクールバスの安全な運行も見込める。	岐阜バス・名阪近鉄バスの路線に接していることに加え、バスセンターに隣接していることから、路線バスを活用したスクールバスの導入可能性を見込める。	名阪近鉄バスの路線に接していることに加え、バスセンターに近接していることから、路線バスを活用したスクールバスの導入可能性を見込める。
保護者・地域住民のアクセス性	周辺道路が整備されており、円滑なアクセスが可能。	周辺道路が整備されており、円滑なアクセスが可能。	周辺道路が整備されており、円滑なアクセスが可能。	
土地取得の難易度	敷地面積を拡張する場合、一部民有地につき、用地買収の必要がある。	全て民有地につき、用地買収の必要がある。	全て民有地につき、用地買収の必要がある。また、民家があることから買収難易度が高いと予想される。	
特定用途制限	指定なし →学校施設の建設：可	幹線道路沿道地域 (一部) →学校施設の建設：可	幹線道路沿道地域 (一部) →学校施設の建設：可	
土地利用計画	農業振興地域 (農地)	農業振興地域	農業振興地域 (農地)	

※ ◎、○、△の3段階で相対評価